

# 岡山地域労働組合ニュース

No.158  
2020年  
5月28日

《連絡先》岡山市北区春日町5-6 岡山県労働組合会議内 Tel086-221-0133

E-mail:okakenro@mx1.tiki.ne.jp URL:http://ww1.tiki.ne.jp/~okakenro/tiiki/01\_top.htm

## 移動理美容業SNKは、休業手当を払え！ 他企業移籍を配転として一少額訴訟を訴え

島根県出雲市本社の福祉施設や病院などに向いて入所者の理美容をするSNKの倉敷事務所に、2人に美容師と理美容台を設置したバスの運転手1人が、倉敷から高梁方面での福祉理美容業を10年以上に渡り続けていました。

### コロナによる一部業務停止で、事務所閉鎖 他企業移籍をせまり、休業手当不払い

コロナのために一部の介護施設等から一時訪問のキャンセルが入り、会社は倉敷事務所を4月から閉鎖するとして、美容師にグループ会社の美容店への移籍を求めました。1人の美容師が地域労組に入り、10年以上もしてきた福祉の美容をしたいとして移籍を拒否しました。これに対して会社は、4月から予定のあった仕事もさせず、配置転換は就業規則にもあり、業務命令違反として、休業補償を支払いませんでした。

組合員は、地域労組の支援を受け休業補償支払いの少額訴訟を倉敷簡易裁判所に提出し、6-7月に裁判が開かれます。

また、残業代未払い、36協定提示義務違反などの労働基準法違反で監督署に申告し、島根労働局から申告が倉敷監督署から送られてきた連絡がありました。

### 本人同意が必要な移籍を「配転」と強弁

グループ会社であっても会社間の移籍は雇用契約の変更であり、本人の同意が必要です。本



人は書面で応じられないと拒否しているのにこれを会社内の「配置転換」として、それを拒否して仕事をしてないから休業手当は払わないと弁護士を代理人にして支払拒否をしています。

コロナで国を挙げて、その抑制と雇用、生活補償、医療体制の強化等をし、休業補償の雇用調整助成金も9割まで国負担とする等の措置が取られる中で、弁護士を使ってまで違法な「配転」を強弁して休業手当を払わないする態度を許すことは出来ません。

## ◆昼食交流集会—執行委員会◆

☆ 6月27日(土) 10時30分—14時頃

☆ 岡山市勤労者福祉センター 岡山市北区春日町5-6

### 署名の協力のお願い

- ◎安倍9条改憲NO！改憲発議に反対する全国緊急署名
- ◎全国一律最低賃金制度の実現を求める署名
- ◎岡山県の最低賃金を直ちに1000円に引き上げ、早期に1500円の実現を求める要請書

# 山崎製パンは派遣途中解除をやめよ！ 低賃金外国人労働者を雇用-県労委申立

5月25日、岡山地域労組は総社市にある山崎製パン（岡山工場）が派遣労働者の途中契約解除で団体交渉を拒否し、組合員の不利益扱いをしたと県労働委員会に救済申立をしました。

## 派遣契約を途中で解除し、低賃金の外国人実習生とワーキングホリディを雇入れ

岡山工場には、正規労働者（約800人）、パート労働者（約600人）とアルバイト、派遣労働者などがいます。山崎製パンは組合員ら17人を派遣している派遣会社に、12月20日で派遣契約を途中解除すると11月に通告しましたが既に2020年1月までの派遣契約が結ばれていましたがこれを12月20日で派遣終了としました。

一人が地域労組に加入して山崎製パンと派遣会社に団交を申し入れ、派遣契約期間までの派遣と契約途中解除の理由の説明などを要求しました。山崎製パンは今年1月から外国人実習生20人、「文化や生活様式を理解する」ための「ワーキングホリデー」者11人、5月に30人が来ると話しました。

## 異議をいう組合員だけ「派遣を延長」と回答

これに対して山崎製パンは「組合員だけの派遣を2020年1月の契約満了時まで延長する」と説明し、派遣会社は「労働者遣契約の解除は行わないこととした」ため派遣を1月満了時まで継続すると回答しました。派遣会社はこの変更時に、これまでの31日単位の派遣契約期間をダブらせて、派遣法が定める「30日以内の派遣禁止」（日雇い派遣）をごまかしていました。岡

山労働局は組合員の申告を受けて調査し、この是正を勧告しました。

## 派遣契約途中解除には「やむを得ない事由」が必要-労働契約法



総社市の山崎製パン岡山工場

労働契約法16条では解雇は「合理的な理由と社会通念上の相当性」が必要です。派遣など有期契約解除は更に17条で「やむを得ない事由」が必要とされ、裁判でも「特段の事情」がないとして解除が無効となっています。山崎製パンの派遣労働者時給1150円、パート労働者時給1000円、外国人労働者も同程度の賃金です。

山崎製パンに会社の危機はなく低賃金の労働者に入れ替えるための派遣契約途中解除です。

山崎製パンは「契約は終了し、回答はない、派遣会社に申し入れ」と団交を拒否。県労委に救済申立をしました。

# 県労委救済申立一パチンコ景品交換協進商会は 不当な就労拒否と団交拒否をやめよ！

パチンコ景品交換(有)協進商会は1日14時間の交換業務を「委託契約」としていましたが、これが偽装請負として労働局からは是正指導がありました。組合に加入した労働者が未払い残業の支払いをさせました。その後会社は1日6時間の夜勤のみを提示しこれを拒否して組合が団交を申し入れ、会社は団交を拒否し仕事もさせません。

県労委へ救済申立をして、5月26日に審査が始まりました。会社は団交の録音テープだけを証拠として出して、組合の申立にまともに反論していません。

